

# 支援金詳細

## 障害者雇用奨励金

横須賀市では、知的障害者や精神障害者を新たに3ヵ月以上雇用しようとする事業主に、月額3万円の雇用奨励金を、支給認定を受けた障害者が就労している間支給しています。

地域	神奈川県横須賀市
支援の種類	助成型（2）
利用目的	人材育成・雇用
対象	一定の条件を満たす身体障害者（国の障害者介助等助成金の支給対象となった重度視覚障害者または重度四肢機能障害者）、知的障害者及び、精神障害者を3ヵ月以上雇用しようとする事業主
公募期間	～
上限金額・助成金	3万円/月額
給付要件	支給対象：横須賀市在住で、雇用時に療育手帳もしくは有効期限内の精神障害者保健福祉手帳を持っている等
その他	知的障害者、精神障害者を新たに3ヵ月以上雇用することが決まったら、また、雇用している重度視覚障害者、重度四肢機能障害者が国の障害者介助等助成金の支給対象となったら、下記にお問い合わせください
問合せ先	横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課 電話：046-822-9837
URL	<a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2625/g_info/I100000498.html">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2625/g_info/I100000498.html</a>